

児童手当現況届のお知らせ

現況届は1年に1度の更新の手続きです

5月31日現在、児童手当を受給していた方で、引き続き児童手当を受給するためには、6月に更新の手続きとなる現況届の提出が必要となります。対象となる方には、6月中旬に現況届を郵送にて送付します。

■すべての方が提出する書類

- ・現況届
- ・受給者(保護者)の健康被保険者証のコピー(下野市の国民健康保険に加入の方は不要)

■該当する方が提出する書類

- 【保護者が平成29年1月1日に下野市に住民登録されていなかった場合】
- ・平成29年度の児童手当用所得証明書

※受給者の配偶者が当該受給者の扶養親族になっている場合には、配偶者の方の児童手当用所得証明書は省略が可能

です。

【受給者と児童が別居している場合】

- ・別居監護申立書
 - ・児童の属する世帯全員分の住民票(本籍・続柄記載)
- ※受給者が、児童と別居している場合は申立書に児童の「個人番号(マイナンバー)」の記載が必要になります。
- ※市内で別居の場合には、住民票の提出は省略が可能です。

■提出方法

提出は、同封の返信用封筒をご利用ください。提出の際は、提出書類に不足のないよう確認の上、ご提出ください。こども福祉課の窓口でも受付いたしますが、混雑が予想されます。混雑時にはお待ちいただくこともありますので、郵送での提出にご協力ください。

なお、個人番号(マイナンバー)が記載されている書類を郵送する場合には「簡易書留郵便」で送付願います。

■提出期限

6月30日(金)

■現況届提出後について

審査の結果、受給要件を満たし、継続して6月分以降の手当が支給される方へは、更新結果の通知の送付はありません。ただし、次の場合には通知を送付します。

- ・所得の審査の結果、5月分までの手当額と6月分以降の手当額に変更のある場合には、認定通知書を送付します。
- ・所得の審査の結果、配偶者の方の所得が所得制限限度額以上であった場合には、受給者の変更手続(今までの受給者から配偶者への変更手続)が必要となります。消滅通知と受給者変更に必要な書類を送付しますので、すみやかに申請してください。

■問い合わせ先

こども福祉課
☎(32) 8903

現況届に関するQ & A

例年、多くの方から、お問い合わせをいただく質問です。

Q：現況届を提出しないとどうなりますか？

A：平成29年6月分(10月振込分)以降の手当の支給が一時差止となります。必ずご提出ください。

Q：提出書類に不足があった場合はどうなりますか？

A：不足書類がある場合には、審査保留となります。こども福祉課より不足書類提出の通知が届いた方は、速やかに不足書類をご提出ください。提出が遅れた場合には、10月の振込が遅れる場合があります(11月以降の振込となります)。

Q：転入の際に児童手当用所得証明書を提出したのですが、現況届提出時にも提出が必要ですか？

A：転入の際に提出いただいた所得証明書は、平成28年度の児童手当用所得証明書(平成27年中の所得を証明する所得証明書)となります。現況届の際に提出する所得証明書は、平成29年度の児童手当用所得証明書(平成28年中の所得を証明する所得証明書)であり年度が異なるため、平成29年1月1日時点で下野市に住民登録がなかった方は提出が必要です。なお、児童手当用の所得証明書は、多くの市区町村において、郵送で取得することができますので取得先の各市区町村にお問い合わせください。